

令和7年度山形県伝統工芸品等産業新規従事者支援奨励金支給要綱

(目的及び支給)

第1条 知事は、県内の伝統工芸品等産業への新規就業を促進するため、伝統工芸品等産業の新規従事者に対して、この要綱の定めるところにより山形県伝統工芸品等産業新規従事者支援奨励金を予算の範囲内で支給する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統工芸品等産業 次のいずれかに該当する製品を製造している産業をいう。
 - イ 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)第2条に基づき、経済産業大臣から指定を受けた品目の製品
 - ロ 次に掲げる条件を概ね満たす製品
 - (イ) 主として日常生活の用に供されるものであること
 - (ロ) 製造過程の主要部分が手工的であること
 - (ハ) 伝統的技術又は技法によって製造されるものであること
 - (ニ) 伝統的に使用されてきた原材料を用いていること
 - ハ その他知事が伝統工芸品等に類するものと認める製品
- (2) 従事事業所 奨励金の申請者が勤務する伝統工芸品等産業の製造事業所をいう。

(支給対象者)

第3条 奨励金の支給の対象となる新規従事者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 奨励金支給申請書の提出を行う時点(以下「申請時点」という。)において、山形県内に住所を有している者
- (2) 次のいずれかに該当する者であること
 - イ 申請時点において伝統工芸品等産業に係る個人事業の開業後3年以内の個人事業主であり、本奨励金の支給期間終了後、当該伝統工芸品等産業の個人事業を3年以上継続する意思のある者(個人事業の開業前に伝統工芸品等産業の製造事業所に勤務していた経験のある者を除く)
 - ロ 申請時点において従事事業所での従事期間が3年以内の者であり、本奨励金の支給期間終了後、従事事業所に3年以上従事する意思のある者(従事事業所の代表者が申請者の2親等以内の親族である場合を除く)
- (3) 過去に従事事業所以外の事業所に従事し奨励金の支給を受けたことがない者
- (4) 山形県税を滞納していないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であるもの
 - ロ 本人、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

- ハ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- ニ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(奨励金の額及び支給対象期間)

第4条 奨励金の額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$100,000円 \times A$$

算式の符号

A 令和7年度における従事事業所での従事月数又は個人事業の従事月数。ただし、次のいずれかに該当する月は従事月数に含めない。

- a 従事事業所における各月の最初の勤務日の時点で雇用されていない場合
- b 各月1日時点で個人事業を開業していない場合
- c 従事事業所での雇用開始後又は個人事業の開業後36か月を超えた場合

2 前項の規定によらず、従事時間数が80時間を下回る月が生じた場合は、10万円に当該月数を乗じた額を前項で算出した奨励金の額から差し引くものとする。

(支給の申請)

第5条 奨励金の支給を受けようとする新規従事者は、知事が別に定める日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 支給申請書（別記様式第1号）
- (2) 本人調書（別記様式第2号）
- (3) 誓約書（別記様式第3号）
- (4) 推薦書（別記様式第4号）
- (5) 従事事業所との雇用契約書の写しその他の雇用契約の内容が確認できる書類又は個人事業の開業届出書の写し
- (6) 申請時点までの従事事業所でのタイムカードの写し、出勤簿の写しその他の労働時間が確認できる書類
- (7) 奨励金の振込先とする新規従事者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

(支給の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、奨励金の支給の決定をし、奨励金を支給すべきものと認められないときは、奨励金の不支給の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な支給を行うため必要があるときは、奨励金の支給の申請に係る事項につき修正を加えて奨励金の支給を決定することがある。

(決定の通知)

第7条 知事は、奨励金の支給の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を奨励金の支給の申請をした新規従事者に通知するものとする。

2 知事は、奨励金の不支給の決定をしたときは、奨励金の支給の申請をした新規従事者にその旨を通知するものとする。

(奨励金の支払)

第8条 知事は、奨励金の支給の決定をした新規従事者に対して、支給の決定を行った月から月ごとに分割して奨励金を支払うものとし、月ごとの支給金額及び支給の条件は別に定めるものとする。

(実績報告)

第9条 奨励金の支給の決定を受けた新規従事者は、従事事業所での雇用開始後又は個人事業の開始後3年を超えた日から30日を経過する日又は令和8年4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による実績報告書の提出があった場合、その内容を審査し、適正と認めるときは、奨励金の額の確定を行い、奨励金の支給の決定を受けた新規従事者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第10条 知事は、奨励金の支給の決定をした新規従事者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、奨励金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 奨励金の支給期間終了後3年以内に従事事業所を離職したとき
- (2) 奨励金の支給期間終了後3年以内に伝統工芸品等産業に係る個人事業を廃業したとき又は知事が廃業と同等の状況にあると判断したとき
- (3) 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたとき
- (4) この要綱に違反する行為があったとき
- (5) 奨励金の支給の目的に著しく反する行為があったとき

(奨励金の返還)

第11条 知事は、奨励金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第12条 奨励金の支給を受けた新規従事者は、奨励金の支給の申請及び受領を証する書類を、令和7年度から5年間整理保管しておかななければならない。

(書類の提出)

第13条 この奨励金に関して知事に提出する書類は、山形県産業労働部県産品・貿易振興課に提出するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱の運用に関し必要となる事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。